

## <面会交流調停（審判）を申し立てる方へ>

### 1 概要

別居中又は離婚後、子を監護していない親は、子を監護している親に対して子との面会交流を求めて調停（審判）を申し立てることができます。また、一度決まった面会交流であっても、その後に事情の変更があった場合（子の年齢、状況等に相当変化があった場合など）には、面会交流の内容、方法等の変更を求める調停（審判）を申し立てることができます。

円滑な面会交流の実施は子の健全な成長にとても大切なものですので、調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしたり、書類等を提出していたいたりして、申立人、相手方及び子の状況等を把握しながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

### 2 申立てに必要な費用

- 収入印紙…対象となる子（未成年者）1人につき1200円
- 郵便切手…140円×1枚、84円×5枚、50円×1枚、10円×10枚、1円×10枚 合計720円分

### 3 申立てに必要な書類等

- 申立書3通  
→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口に3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。
- 事情説明書1通（審判の場合、裁判所用原本1通及び相手方用コピー1通）
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 子（未成年者）の戸籍謄本（全部事項証明）1通  
→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

### 4 手続で必要な書類等の提出方法等（書類等はA4サイズで提出して下さい。）

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 調停手続で、書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出してください。
- ・ 審判手続で、書類等を提出する場合には、必ず裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、審判期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

- マスキングができない書面については、当庁備え付けの「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出していただく必要がありますので、担当書記官にその旨お申し出ください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

## 5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。しかし、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、調停手続中に提出された書類等のうち、面会交流についての判断に必要なものは、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請があれば許可されることになります。これは、最初から審判を申し立てた場合も同様です。

## 6 申立先

調停の場合には相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、審判の場合には子の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、調停・審判いずれについても、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができておらず、申立書とともに管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

## 7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話を聴きしながら話し合いを進めています。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子の監護の状況等について調査を行う場合もあります。

また、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていただき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行う予定です（ただし、事案や進行状況等に応じて個別にご説明をすることがあります。同席に支障がある場合には、「進行に関する照会書」にその旨を記載してください。）。手続代理人が選任されている場合も同様です。

